

国民健康保険事業の適正な財政 運営について

国民健康保険運営協議会資料
(令和6(2024)年7月)

合志市 健康ほけん課

国民健康保険特別会計の状況

【前回の協議会で確認したこと】

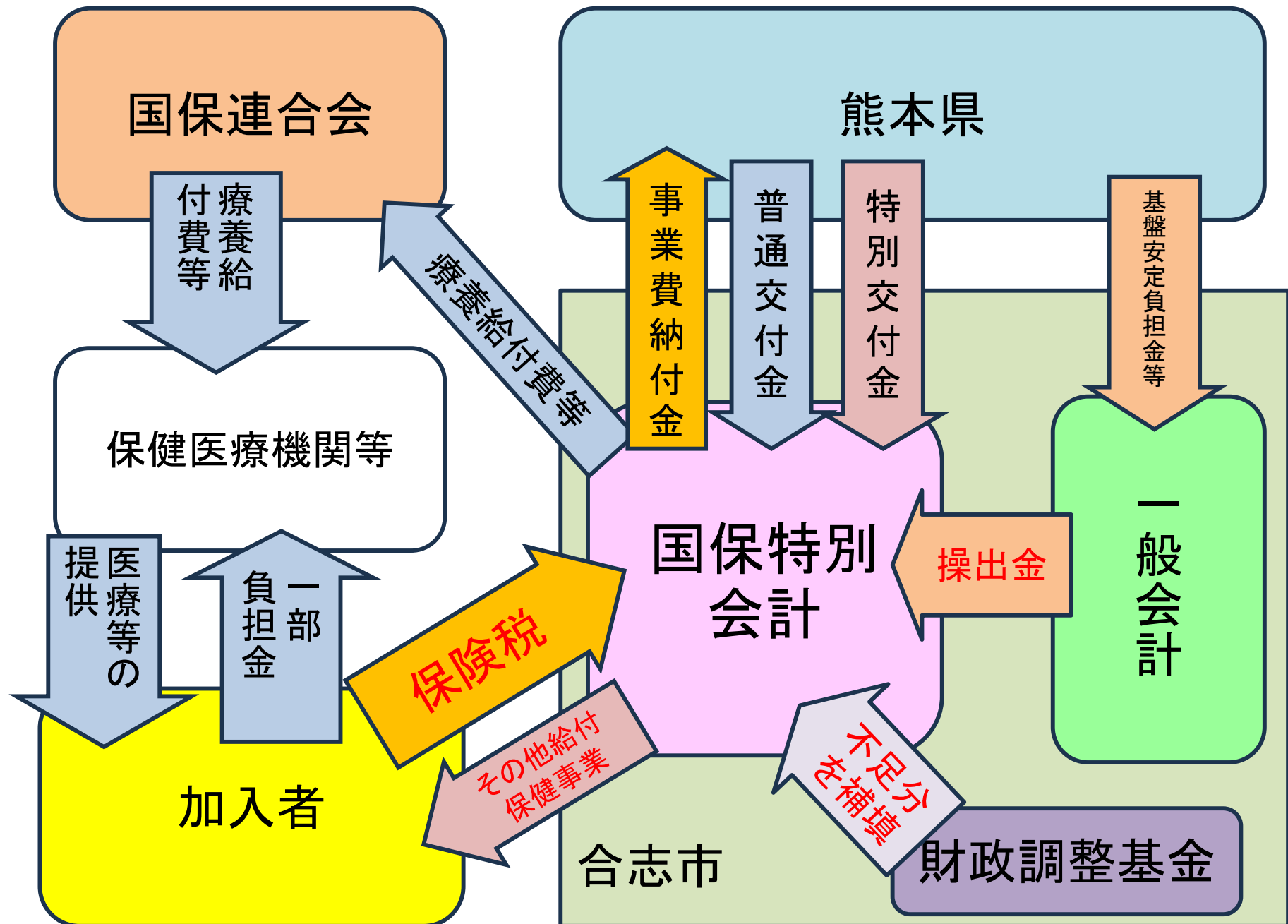
近年の国民健康保険特別会計の状況は単年度収支での財源不足の状態が続いており、令和6(2024)年度当初予算では**約2億3千万円の財源不足**が発生する状態です。

これまで国保特会の収入不足分は財政調整基金(貯金)を取り崩して運営していましたが、今年度末見込みで残高が1億5千万円程になる可能性があり、歳入歳出の見直しが喫緊の課題となっています。

本協議会で国民健康保険事業の適正な財政運営について協議をお願いします。

国保のお金の動き

2



財源不足解消のための方策として考えられること

【歳出について】

最も大きな支出である保険給付費は100%県からの交付金によって賄われるため、収支へ直接影響するものではありません。

しかしながら、医療費の増加が納付金の増加へつながっている側面もあり、加入者の健康づくりへの取り組み（保健事業）を強化していく必要があります。

また、市独自のサービスである「人間ドック助成」「はり・きゅう券」「ユーパレス弁天の利用券」は保険税収入から賄われており、事業見直しにより財政健全化につながる可能性があります。

R6(2024)年度予算額

人間ドック助成 22,500,000円 （健診料金の7割、最大25,000円を補助）

はりきゅう券 1,356,000円 （1,000円の利用券を1世帯あたり30枚）

ユーパレス利用券 900,000円 （200円の補助券を一人あたり50枚）

財源不足解消のための方策として考えられること

【歳入について】

歳入を増やす方法として最も即効性があるものは保険税の見直しです。本市では平成24(2012)年度以降保険税率の見直しを行っておらず、県から示される標準税率に対し低い税率を採用している状況です。

また、同じく即効性のある対策としては一般会計からの繰入金を見直す方法もあります。(法定外繰入)

現在の税率について

介護納付金_介護保険2号被保険者(40~65歳)全体の約28%(3,211/11,191_R4年度平均)

	医療分(A)					後期高齢者支援金分(B)					介護納付金分(C)					合計	
	賦課 方式	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	賦課 限度額	賦課 方式	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	賦課 限度額	賦課 方式	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	賦課 限度額	所得割計	均等割 平等割計
合志市(現行)	3	9.00	27,400	26,300	65	3	2.30	6,600	6,700	24	3	1.70	8,000	6,000	17	13.00	81,000
標準税率	3	9.72 0.72	33,323 5,923	22,899 ▲ 3,401	65	3	3.25 0.95	11,023 4,423	7,574 874	24	2	2.97 1.27	19,222 11,222	▲ 6,000	17	15.94 2.94	94,041 13,041

事務局からの提案①

事務局としては、長期的な医療費抑制（健康づくりの推進）として保健事業の取り組み、また、保険税収入の確保のための収納率の向上に努めつつ、喫緊の課題として一般会計からの繰入も見据えながら、保険税の見直しを行うことを提案します。

【一般会計からの繰入（法定外繰入）について】

保険税軽減、赤字決算補填を目的として一般会計からの繰入を行うこと。国保税等で賄うべきとされている支出について、社会保険加入者等他の健康保険加入者に負担を求めることになります。現在法定外繰入を行っている自治体もありますが、国からは繰入の解消を求められており、繰入を行うと特別交付金減額のペナルティ（昨年度ベースで約150万円）を受けることとなります。

保険税率改定の試算

【前提条件】

- (1) 被保険者数、所得等はR6(2024)6月1日時点
- (2) 財源不足見込額を2億3000万円とする

【内 容】

〔試算①〕

財源不足見込額の全額を保険税で解消する

〔試算②〕

財源不足見込額の3/4(約1億7000万円)を保険税で解消する

〔試算③〕

財源不足見込額の1/2(約1億1500万円)を保険税で解消する

税率改正のシミュレーション

〔試算①〕財源不足見込額の全額を保険税で解消する

◆財源不足解消の考え方

財源不足見込額 **2億3000万円**

(税率改定分)

(基金繰入額等)

2億3000万円

+

0円

◆国民健康保険税の引き上げ幅

	医療分(A)				後期高齢者支援金分(B)				介護納付金分(C)				合計	
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	賦課 限度額 (万円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	賦課 限度額 (万円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	賦課 限度額 (万円)	所得割計	均等割 平等割計
現行税率	9.00	27,400	26,300	65	2.30	6,600	6,700	24	1.70	8,000	6,000	17	13.00	81,000
新税率	10.00	33,400	26,000	65	3.30	11,100	7,600	24	3.00	19,300		17	16.30	97,400
増減	1.00	6,000	▲ 300		1.00	4,500	900		1.30	11,300	▲ 6,000		3.30	16,400

◆税引き上げの影響

・国保加入者の負担増額

加入者1人あたり18,900円/年(1,575円/月)の増

・令和7(2025)年度末財政調整基金残高見込 約1億6千万円

・令和12(2030)年度まで財政調整基金を保持できる

◆税引き上げの影響

モデル世帯	夫（世帯主40歳）給与収入400万円 妻（40歳）所得金額0円 小学生のこども2人			世帯主（40歳）営業所得200万円			夫（世帯主70歳）年金収入250万円 妻（65歳）年金収入80万円			世帯主（70歳）年金収入200万円			世帯主（30歳）給与収入50万円		
参考	年額40万円を超える世帯の割合 8.21%			年額30万円前後の世帯の割合 8.59%			年額20万円前後の世帯の割合 15.46%			年額10万円前後の世帯の割合 28.69%			年額5万円以下の世帯の割合 36.87%		
	年額	月額	1期あたり	年額	月額	1期あたり	年額	月額	1期あたり	年額	月額	1期あたり	年額	月額	1期あたり
現行税額	493,800	41,150	61,725	285,000	23,750	35,625	190,300	15,858	23,788	106,600	8,883	13,325	20,000	1,667	2,500
新税額	629,900	52,492	78,738	353,300	29,442	44,163	227,000	18,917	28,375	124,900	10,408	15,613	23,400	1,950	2,925
増減	136,100	11,342	17,013	68,300	5,692	8,538	36,700	3,058	4,588	18,300	1,525	2,288	3,400	283	425

〔試算②〕財源不足見込額の3/4を保険税で解消する

◆財源不足解消の考え方

財源不足見込額 **2億3000万円**

	(税率改定分)		(基金繰入額)		(法定外繰入)
R7	1億7000万円	+	6000万円	+	0円
R8	1億7000万円	+	6000万円	+	0円
R9	1億7000万円	+	4600万円	+	1400万円

◆国民健康保険税の引き上げ幅

	医療分(A)				後期高齢者支援金分(B)				介護納付金分(C)				合計	
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	賦課 限度額 (万円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	賦課 限度額 (万円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	賦課 限度額 (万円)	所得割計	均等割 平等割計
現行税率	9.00	27,400	26,300	65	2.30	6,600	6,700	24	1.70	8,000	6,000	17	13.00	81,000
新税率	9.50	32,000	23,500	65	3.20	10,800	7,400	24	2.90	19,000		17	15.60	92,700
増減	0.50	4,600	▲ 2,800		0.90	4,200	700		1.20	11,000	▲ 6,000		2.60	11,700

◆税引き上げの影響

・国保加入者の負担増額

加入者1人あたり14,000円/年(1,170円/月)の増

・令和7(2025)年度末財政調整基金残高見込 約1億円

・令和9(2027)年度まで財政調整基金を保持できる

・基金枯渇後は国保加入者以外の負担(1,100円/年)が発生

◆税引き上げの影響

モデル世帯	夫（世帯主40歳）給与収入400万円 妻（40歳）所得金額0円 小学生のこども2人			世帯主（40歳）営業所得200万円			夫（世帯主70歳）年金収入250万円 妻（65歳）年金収入80万円			世帯主（70歳）年金収入200万円			世帯主（30歳）給与収入50万円		
参考	年額40万円を超える世帯の割合 8.21%			年額30万円前後の世帯の割合 8.59%			年額20万円前後の世帯の割合 15.46%			年額10万円前後の世帯の割合 28.69%			年額5万円以下の世帯の割合 36.87%		
	年額	月額	1期あたり	年額	月額	1期あたり	年額	月額	1期あたり	年額	月額	1期あたり	年額	月額	1期あたり
現行税額	493,800	41,150	61,725	285,000	23,750	35,625	190,300	15,858	23,788	106,600	8,883	13,325	20,000	1,667	2,500
新税額	603,400	50,283	75,425	337,500	28,125	42,188	216,300	18,025	27,038	118,500	9,875	14,813	22,000	1,833	2,750
増減	109,600	9,133	13,700	52,500	4,375	6,563	26,000	2,167	3,250	11,900	992	1,488	2,000	167	250

〔試算③〕財源不足見込額の1/2を保険税で解消する

◆財源不足解消の考え方

財源不足見込額 **2億3000万円**

	(税率改定分)	(基金繰入額)	(法定外繰入)
R7	1億1500万円	+ 1億1500万円	+ 0円
R8	1億1500万円	+ 4600万円	+ 6400万円
R9	1億1500万円	+ 0円	+ 1億1500万円

◆国民健康保険税の引き上げ幅

	医療分(A)				後期高齢者支援金分(B)				介護納付金分(C)				合計	
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	賦課 限度額 (万円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	賦課 限度額 (万円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	賦課 限度額 (万円)	所得割計	均等割 平等割計
現行税率	9.00	27,400	26,300	65	2.30	6,600	6,700	24	1.70	8,000	6,000	17	13.00	81,000
新税率	8.80	30,500	21,000	65	3.10	10,500	7,300	24	2.90	18,800		17	14.80	88,100
増減	▲ 0.20	3,100	▲ 5,300		0.80	3,900	600		1.20	10,800	▲ 6,000		1.80	7,100

◆税引き上げの影響

・国保加入者の負担増額

加入者1人あたり8,300円/年(700円/月)の増

・令和7(2025)年度末財政調整基金残高見込 約5千万円

・令和8(2026)年度まで財政調整基金を保持できる

・基金枯渇後は国保加入者以外の負担(2,100円/年)が発生

◆税引き上げの影響

モデル世帯	夫(世帯主40歳)給与収入400万円 妻(40歳)所得金額0円 小学生のこども2人			世帯主(40歳)営業所得200万円			夫(世帯主70歳)年金収入250万円 妻(65歳)年金収入80万円			世帯主(70歳)年金収入200万円			世帯主(30歳)給与収入50万円		
参考	年額40万円を超える世帯の割合 8.21%			年額30万円前後の世帯の割合 8.59%			年額20万円前後の世帯の割合 15.46%			年額10万円前後の世帯の割合 28.69%			年額5万円以下の世帯の割合 36.87%		
	年額	月額	1期あたり	年額	月額	1期あたり	年額	月額	1期あたり	年額	月額	1期あたり	年額	月額	1期あたり
現行税額	493,800	41,150	61,725	285,000	23,750	35,625	190,300	15,858	23,788	106,600	8,883	13,325	20,000	1,667	2,500
新税額	574,600	47,883	71,825	320,300	26,692	40,038	203,500	16,958	25,438	111,200	9,267	13,900	20,700	1,725	2,588
増減	80,800	6,733	10,100	35,300	2,942	4,413	13,200	1,100	1,650	4,600	383	575	700	58	88

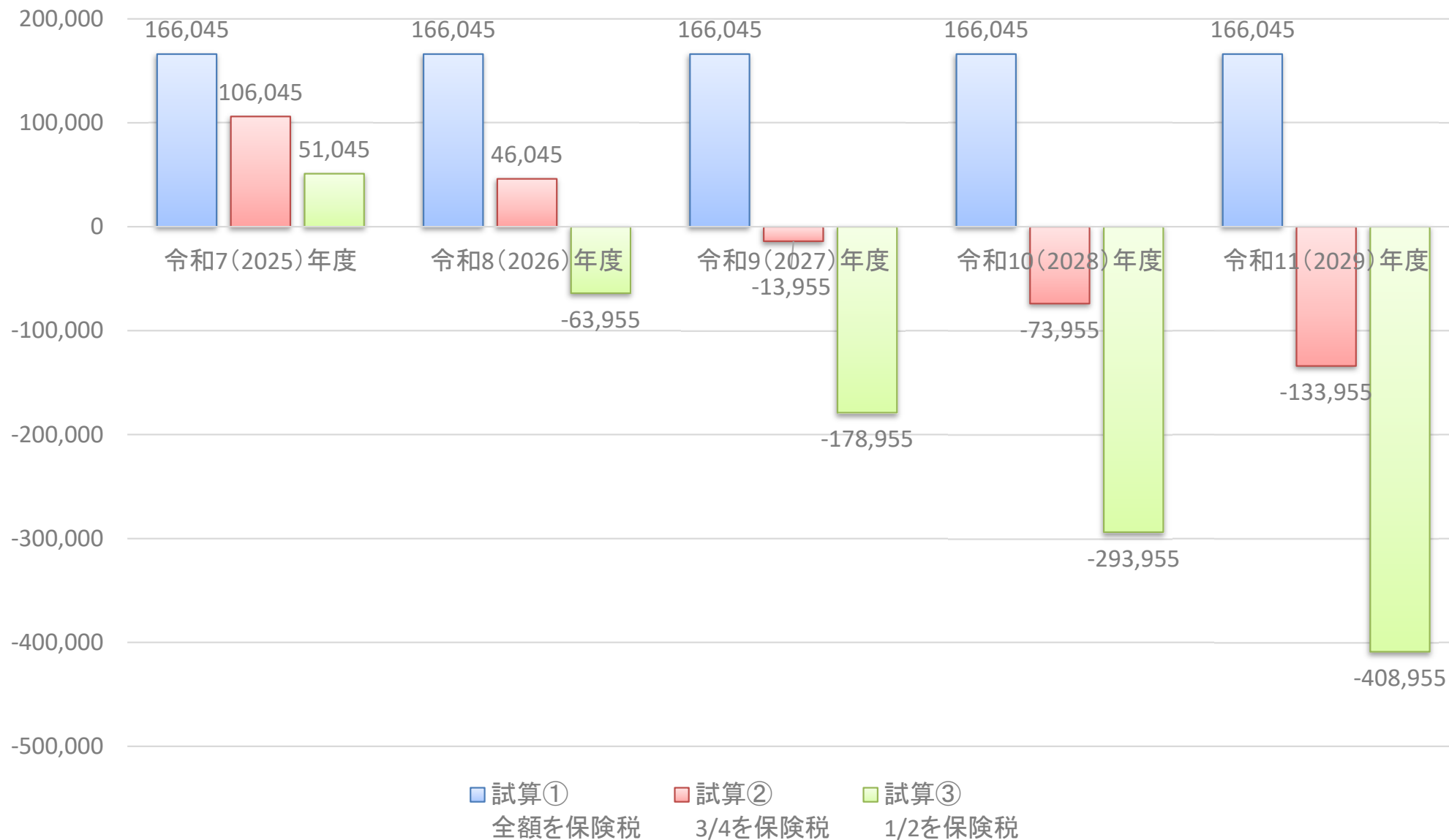
他自治体の税率との比較

	医療分(A)					後期高齢者支援金分(B)					介護納付金分(C)					合計	
	賦課 方式	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	賦課 限度額	賦課 方式	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	賦課 限度額	賦課 方式	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	賦課 限度額	所得割計	均等割 平等割計
合志市	3	9.00	27,400	26,300	65	3	2.30	6,600	6,700	24	3	1.70	8,000	6,000	17	13.00	81,000
菊池市	3	8.00 ▲ 1.00	28,000 600	25,000 ▲ 1,300	65	3	2.50 0.20	7,800 1,200	7,500 800	24	3	2.00 0.30	10,000 2,000	7,000 1,000	17	12.50 ▲ 0.50	85,300 4,300
大津町	3	8.50 ▲ 0.50	30,200 2,800	20,800 ▲ 5,500	65	3	3.10 0.80	10,500 3,900	7,200 500	24	3	2.60 0.90	18,700 10,700	▲ 6,000	17	14.20 1.20	87,400 6,400
菊陽町	3	8.00 ▲ 1.00	28,000 600	25,000 ▲ 1,300	65	3	2.50 0.20	8,000 1,400	7,000 300	24	3	2.00 0.30	10,000 2,000	7,000 1,000	17	12.50 ▲ 0.50	85,000 4,000
熊本市	3	8.34 ▲ 0.66	35,100 7,700	25,600 ▲ 700	65	3	2.62 0.32	11,300 4,700	7,800 1,100	24	2	2.40 0.70	17,800 9,800	▲ 6,000	17	13.36 0.36	97,600 16,600
八代市	3	10.60 1.60	29,600 2,200	22,000 ▲ 4,300	65	3	3.30 1.00	9,300 2,700	6,900 200	24	2	2.70 1.00	14,900 6,900	▲ 6,000	17	16.60 3.60	82,700 1,700
人吉市	3	9.40 0.40	24,900 ▲ 2,500	24,000 ▲ 2,300	65	3	2.90 0.60	8,400 1,800	7,200 500	24	2	3.00 1.30	17,000 9,000	▲ 6,000	17	15.30 2.30	81,500 500
荒尾市	3	9.00 0.00	26,000 ▲ 1,400	23,200 ▲ 3,100	65	3	3.30 1.00	7,500 900	7,300 600	24	3	2.30 0.60	8,900 900	5,700 ▲ 300	17	14.60 1.60	78,600 ▲ 2,400
水俣市	3	6.10 ▲ 2.90	16,200 ▲ 11,200	16,400 ▲ 9,900	65	3	2.60 0.30	7,000 400	7,000 300	24	3	1.00 ▲ 0.70	5,400 ▲ 2,600	3,100 ▲ 2,900	17	9.70 ▲ 3.30	55,100 ▲ 25,900
玉名市	3	8.80 ▲ 0.20	28,000 600	25,000 ▲ 1,300	65	3	2.70 0.40	8,500 1,900	6,400 ▲ 300	24	3	2.30 0.60	9,000 1,000	5,200 ▲ 800	17	13.80 0.80	82,100 1,100
山鹿市	3	8.34 ▲ 0.66	28,700 1,300	19,800 ▲ 6,500	65	3	3.03 0.73	10,300 3,700	7,100 400	24	2	2.77 1.07	18,100 10,100	▲ 6,000	17	14.14 1.14	84,000 3,000
宇土市	3	8.30 ▲ 0.70	22,000 ▲ 5,400	22,000 ▲ 4,300	65	3	2.60 0.30	7,200 600	5,800 ▲ 900	24	3	2.30 0.60	8,800 800	5,200 ▲ 800	17	13.20 0.20	71,000 ▲ 10,000
上天草市	3	8.90 ▲ 0.10	29,000 1,600	18,000 ▲ 8,300	65	3	2.50 0.20	10,000 3,400	3,000 ▲ 3,700	24	3	2.00 0.30	10,000 2,000	3,000 ▲ 3,000	17	13.40 0.40	73,000 ▲ 8,000
宇城市	3	8.62 ▲ 0.38	28,500 1,100	20,400 ▲ 5,900	65	3	2.82 0.52	9,500 2,900	6,800 100	24	2	2.31 0.61	15,200 7,200	▲ 6,000	17	13.75 0.75	80,400 ▲ 600
阿蘇市	3	9.90 0.90	24,400 ▲ 3,000	26,600 300	65	3	2.50 0.20	7,900 1,300	7,000 300	24	2	2.00 0.30	12,500 4,500	▲ 6,000	17	14.40 1.40	78,400 ▲ 2,600
天草市	3	8.60 ▲ 0.40	21,200 ▲ 6,200	17,900 ▲ 8,400	65	3	2.90 0.60	7,000 400	6,400 ▲ 300	24	2	2.00 0.30	9,400 1,400	▲ 6,000	17	13.50 0.50	61,900 ▲ 19,100

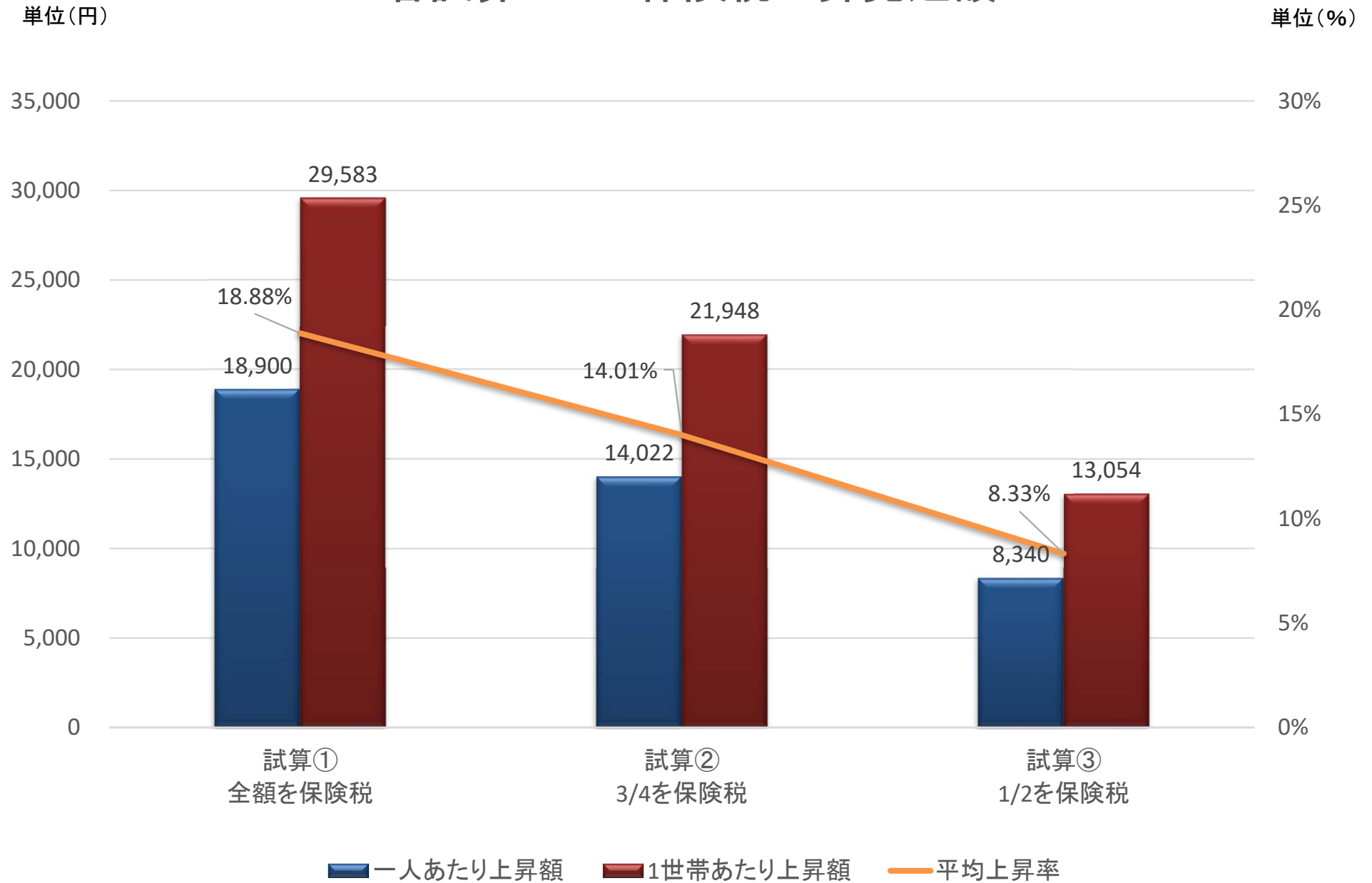
※大津町、熊本市、山鹿市はR6(2024)年度、宇城市はR5(2023)年度に保険税(料)改定

単位(千円)

財政調整基金の残高と一般会計繰入金の見込



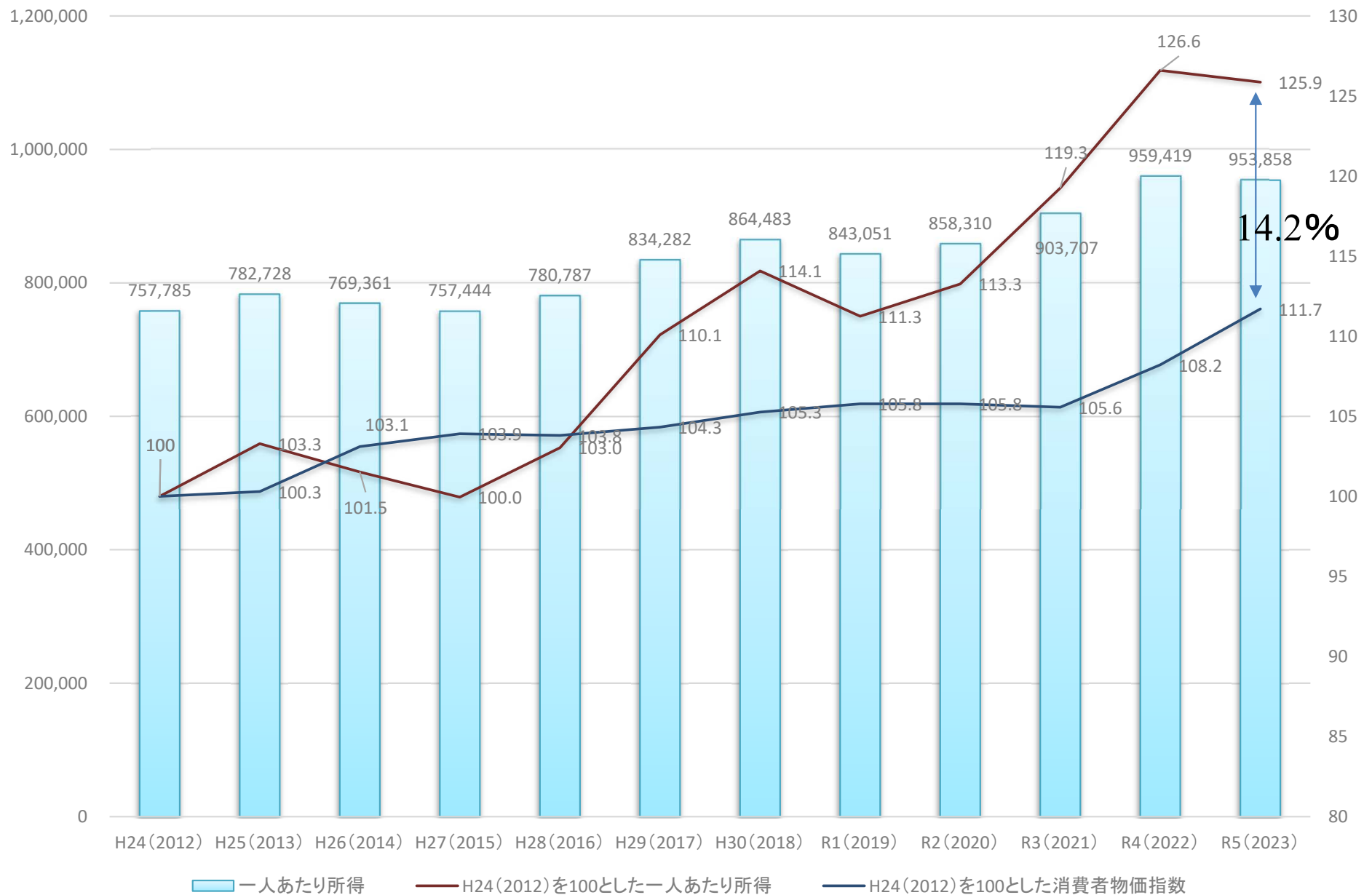
各試算ごとの保険税上昇見込額



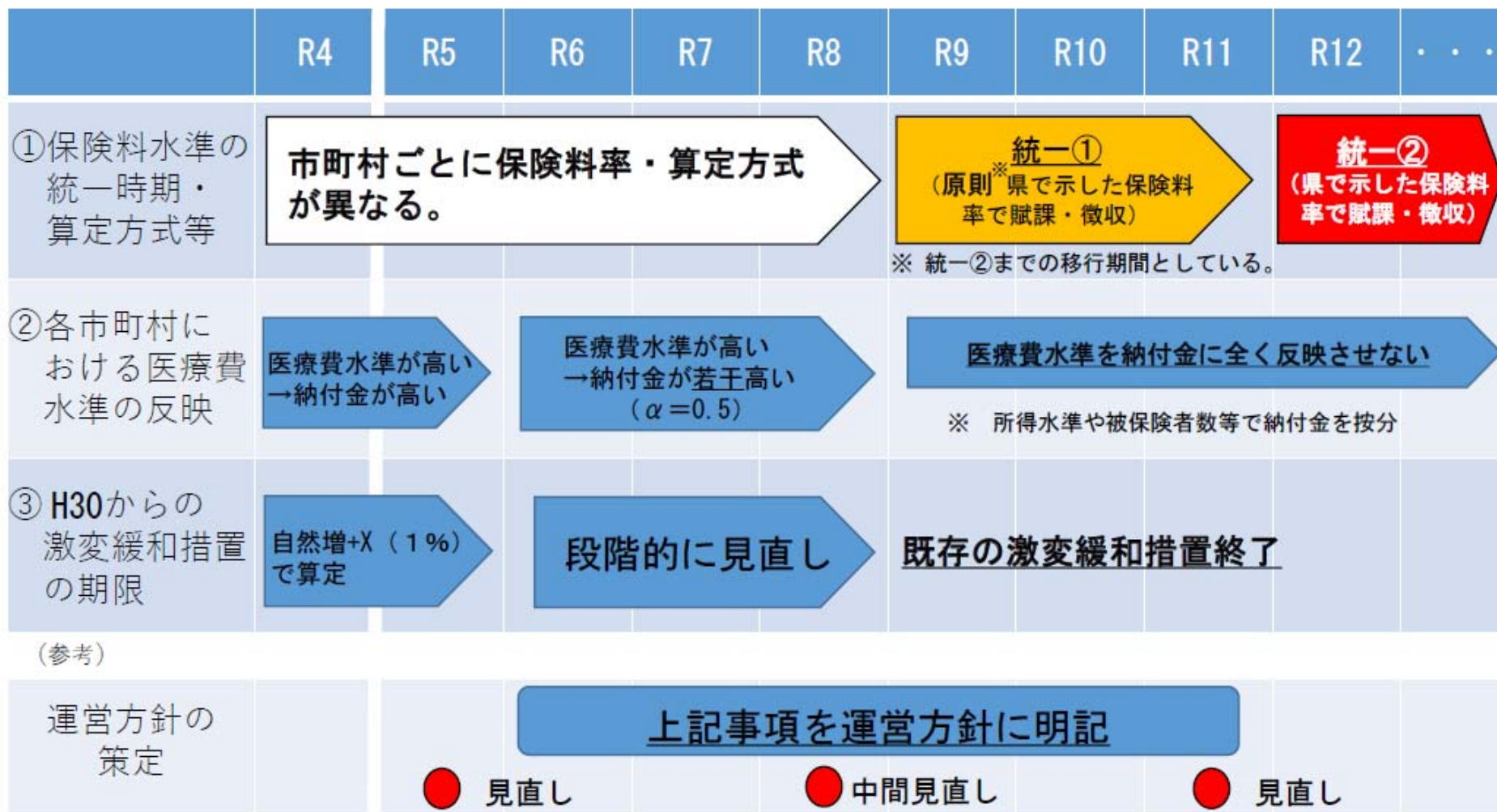
単位(円)

単位(%)

国保加入者の一人あたり所得と消費者物価指数の動き



熊本県保険料水準の統一に向けたロードマップ



※上記ロードマップは、必要に応じ、市町村と協議した上で見直す場合がある。

事務局からの提案②

熊本県では令和12(2030)年度に県内の保険税率を統一することとしており、令和9(2027)年度には納付金算定方法の見直しが予定されています。今回税改正を行っていなかった場合、令和12(2030)年度に大幅な税率改正(増税)を行うこととなり、段階的な改正が求められます。

そのような状況を踏まえ、事務局としては下記の2点を提案させていただきます。

- ① 〔試算②〕を基準とした税率改定を行うこと
- ② 令和9(2027)年度からの納付金算定改定を受けて、同年に再度保険税率の検討を行うこと